

令和3年度 居宅介護支援事業所等集団指導



日時: 令和3年11月24日(水) 14:00~16:00
主催: 沖縄市健康福祉部介護保険課 管理係
Zoomによるオンライン開催

1

本日の予定

- ・指定事務について
- ・令和3年度介護報酬改定の要点
- ・実施指導等での主な指摘事項について

2

用語の説明①

略称	名称	備考
沖縄市基準条例	(居)沖縄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	
	(予)沖縄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	
	(小・看)沖縄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	
基準省令	(居)指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)	赤本 左段
	(予)指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)	
	(小・看)指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)	

3

用語の説明②

略称	名称	備考
基準解釈通知	(居)指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)	赤本 右段
	(予)指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(平成18年3月31日 老振発第0331003号・老老発第0331016号)	
	(小・看)指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)	
報酬告示	(居)指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第73号)	青本
	(予)指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第129号)	
	(小・看)指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)	

4

用語の説明③

略称	名称	備考
報酬解釈通知	(居)指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)	青本
	(予)指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)	
	(小・看)指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)	
社保審資料	社保審-介護給付費分科会第199回(令和3年1月18日) 参考資料1「令和3年度介護報酬改定における改訂事項について」	
Q&A	令和3年度介護報酬改定に関するQ&A vol.1～vol.10	

5



青本

赤本

緑本

6

指定事務について

1. 指定更新申請
2. 変更届
3. 休止・廃止・再開届

7

1. 指定更新申請

- ・更新手続きの案内はありませんので、各事業所で指定有効期限をご確認ください。
- ・更新申請手続きは、事前予約が必要です。**新たに指定を受ける日の前々月の末日**までに申請に必要な書類をすべてそろえて提出してください。

(例)

4月1日から更新⇒**2月末まで**

6月20日から更新⇒**4月末まで**

8



手続きの詳細や申請書類については、下記沖縄市ホームページをご確認ください。

<居宅介護支援・介護予防支援>

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/4335/16204>

<(看護)小規模多機能型居宅介護>

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/4335/2245422457>



9

2. 変更届

- ・変更後、10日以内に変更届を提出してください。
- ・運営規程の変更について、職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規定を定めるに当たっては、人員基準においておくべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。

	基準解釈通知 赤本
居	P857
予	P1387
小	P631
看	P813

10



変更届の手続きの詳細や届出書類については、下記
沖縄市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/120/4335/6911>



11

3. 休止・廃止・再開届

① 休止・廃止届

休止・廃止する日の1月前までに、廃止・休止・再開届出書を提出してください。

② 再開届

再開日から10日以内に、廃止・休止・再開届出書を提出してください。

12



休止・廃止・再開届の手続きの詳細や届出書類については、下記沖縄市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/120/4335/6911>



13

令和3年度介護報酬改定の要点

1. 基本方針
2. 人員基準
3. 運営基準
4. ケアプラン検証等(居)
5. 報酬関係(居)(予)

14

1. 基本方針(一般原則)

	沖縄市基準条例	赤本
居	第3条	P836
予	第2条	P1378
小 看	第3条	P449

<追加項目>

①虐待の防止に係る措置

②介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について

15

①虐待の防止に係る措置



沖縄市基準条例

指定(居宅介護支援)事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

※詳細は、P29～参照

令和6年3月31日まで努力義務

令和6年4月1日より義務化

16

②介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について



沖縄市基準条例

指定(居宅介護支援)を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

17

介護保険法第118条の2第1項

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等)

厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

- 一 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 二 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項

18



介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築、推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならない。

19

2. 人員基準について(改定)

基準解釈通知 赤本	
居	P838
予	P1380
小 看	P446

<改定事項>

- ①人員配置基準における両立支援への配慮
- ②管理者要件について(居)

・沖縄市基準条例(居)第6条
・附則2(管理者に係る経過措置)

20

①人員配置基準における両立支援への配慮

社保審資料P114

介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。

21

<その1>

「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。



22

<その2>

「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

23

<その3>

人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、**同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。**

24

イメージ図

(参考) 医療従事者の
負担軽減・人材確保について
(平成28年度診療報酬改定)

社保審資料P114より抜粋

常勤配置の取扱いの明確化

- 施設基準上求められる常勤の従事者が、産前・産後休業及び育児・介護休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤従事者を常勤換算することで施設基準を満たすことを原則認める。

例) 常勤医師1名、常勤看護師1名の配置要件の場合



- 育児休業後等の従事者が短時間勤務制度を利用し、正職員として勤務する場合、育児・介護休業法で定める期間は週30時間以上の勤務で常勤扱いとする。



25

※参考 Q&A

Q & A vol. 1

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.1)

○人員配置基準における両立支援 問1

26

②管理者要件について(居)

沖縄市基準条例(居)第6条 (管理者)

指定居宅介護支援事業所の管理者は、常勤の主任介護支援専門員でなければならない。

27

※管理者要件の適用の猶予

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、**当該管理者が管理者である限り**、管理者を主任介護支援専門員の要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。



R3.3.31時点で管理者の
介護支援専門員のみ、
R9.3.31まで猶予

沖縄市基準条例(居)
附則2(管理者に係る経過措置)

28

資料 1

令和3年4月1日以降、不測の事態(※)により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合

(※)想定される主な例(保険者が個別に判断)

- ・本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- ・急な退職や転居 等

(介護保険最新情報vol.843参照)

29

主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届け出た場合



管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予することができる。

当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができる。

30

不測の事態により主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合は・・・

介護保険課(管理係)へ「管理者確保のための計画書」を提出して下さい。

取扱いについては、計画書や聞き取りの内容により個別に判断させていただきます。

31

3. 運営基準について

- ①内容及び手続きの説明及び同意(項目追加)(居)
- ②会議や多職種連携におけるICTの活用(改定)
- ③感染症対策の強化(新設)
- ④業務継続に向けた取り組みの強化(新設)
- ⑤ハラスメント対策の強化(新設)
- ⑥高齢者虐待防止の推進(新設)
- ⑦運営規程等の掲示に係る見直し(改定)
- ⑧記録の保存等に係る見直し(改定)

32

①内容及び手続きの説明及び同意(居)

沖縄市基準条例(居)第7条第2項 (項目追加)
居宅介護支援の提供の開始に際し、以下のことを説明し、同意を得る。

・赤本P840～
・社保審資料P52
・Q & A vol. 3

<追加項目>

- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

33

重要事項説明書

訪問介護 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)
通所介護 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)
地域密着型通所介護 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)
福祉用具貸与 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)

* 各サービス(特定事業所集中減算対象サービス)を位置付けたケアプラン数/事業所のケアプラン総数



34

※参考



Q & A vol. 3

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3)

○契約時の説明について 問111・112

35

②会議や多職種連携におけるICTの活用

社保審資料 P 120

運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

36

<その1>

利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するもの

➡「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして実施すること。

P37参照



37

<その2>

利用者等が参加して実施するもの

➡上記に加えて、利用者等の同意を得た上で実施すること。



38

③感染症対策の強化

	赤本	沖縄市条例
居	P861	24条の2
予	P1391	22条の2
小	P638	59条の16
看	P820	59条の16

社保審資料P3

新設

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)
事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。



令和6年3月31日まで努力義務

令和6年4月1日より義務化

39

<その1>

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。



40

<その2>

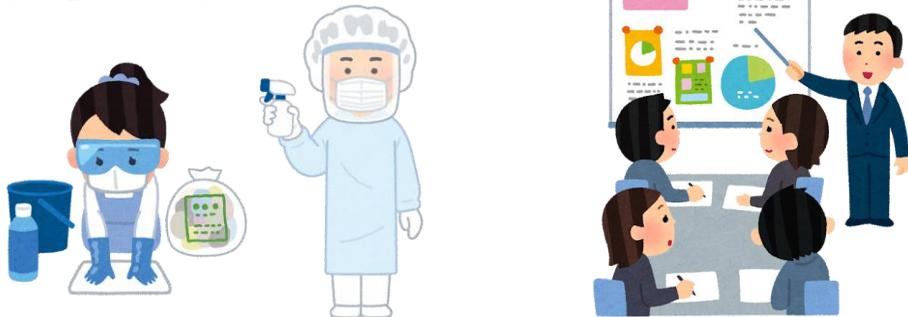
感染症の予防及びまん延の防止のための
指針を整備すること。



41

<その3>

従業者に対し、感染症の予防及びまん延の
防止のための研修及び訓練を定期的に実
施すること。



42

④業務継続に向けた取り組みの強化

	赤本	沖縄市条例
居	P859	22条の2
予	P1389	20条の2
小	P636	32条の2
看	P817	32条の2

社保審資料P4

新設

(業務継続計画の策定等)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。

令和6年3月31日まで努力義務

令和6年4月1日より義務化

43

介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)ガイドラインについて(参考)

・介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせない者であり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的、継続的に提供されることが重要。

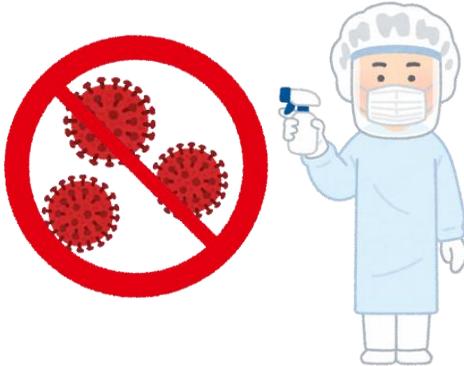
・必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設、事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

(令和2年12月11日作成 必要に応じ更新予定)

44

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749533.pdf>



45

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>



46

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

下記厚生労働省ホームページより、動画研修の視聴ができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

47

⑤ ハラスメント対策の強化

新設

（勤務体制の確保等）



	赤本	沖縄市条例
居	P858	22条
予	P1387	20条
小	P633	59条の13
看	P815	59条の13

社保審資料P115

適切な指定（居宅介護支援）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員（従業員）の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

48

事業者が講ずべき措置の具体的内容

・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)



・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)

(パワーハラスメント指針)



49

①事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

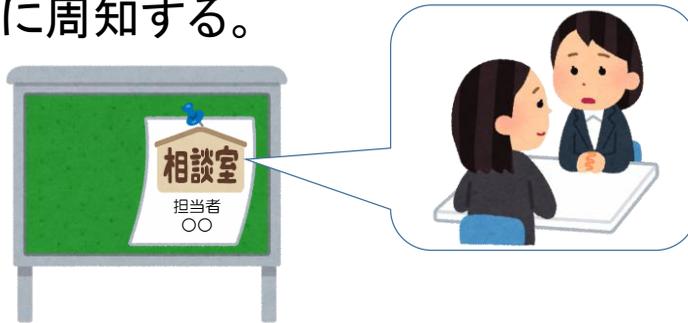
職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。



50

②相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する。



51

留意点

セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる。



52

パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務

中小企業

(医療・介護を含むサービスを主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下または常時使用する従業員の数が100人以下の企業)

令和4年4月1日から
義務化

53

講じることが望ましい取り組み

利用者やその家族等からの著しい迷惑行為の防止のための取り組み例



54

※パワーハラスメント指針より

1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

2) 被害者への配慮のための取り組み(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)

3) 被害防止のための取り組み(マニュアル作成や研修の実施等)

55

参考

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

- ・「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」
- ・「(管理者・職員向け)研修のための手引き」

56

⑥高齢者虐待防止の推進

社保審資料P159

新設

(虐待の防止)

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。



	赤本	沖縄市条例
居	P867	30条の2
予	P1397	28条の2
小	P646	40条の2
看	P828	40条の2

令和6年3月31日まで努力義務

令和6年4月1日より義務化

57

<その1>

虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。



58

<その2>

虐待の防止のための指針を整備すること。



59

<その3>

従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的
的に実施すること。



60

<その4>

その1～その3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



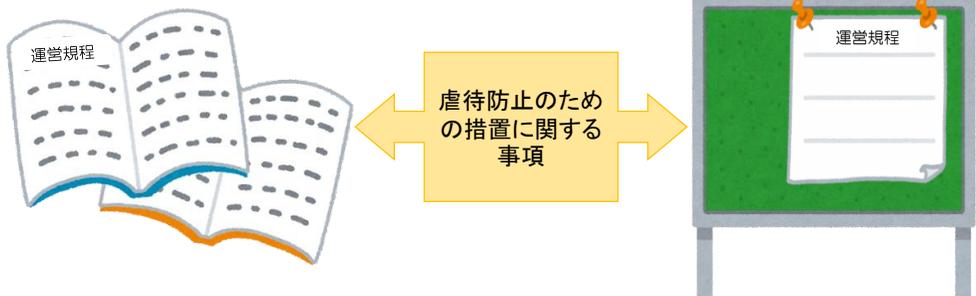
61

<その5>

社保審資料P159

	赤本	沖縄市条例
居	P856	21条
予	P1386	19条
小	P631	100条
看	P812	100条

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。



62

※参考(沖縄市基準条例(居)第21条)

運営規程に定めておかなければならない事項

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項

63

※参考

Q & A vol. 3
Q & A vol. 7

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3)

○問1

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.7)

○運営規程について 問1

64

⑦運営規程等の掲示に係る見直し

沖縄市基準条例第25条(居)
(掲示)

事業所の見やすい場所に

- ・運営規程の概要
- ・介護支援専門員の勤務の体制
- ・その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(※)

を掲示しなければならない。

	赤本	沖縄市 条例
居	P863	25条
予	P1393	23条
小	P640	34条
看	P822	34条

社保審資料P139

65

(※)その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは？

- ・事故発生時の対応
- ・苦情処理の体制
- ・提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等)

等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

66

改正点は？

事業所の見やすい場所に掲示する他、

ファイル等を利用申込者、利用者またはその家族が自由に閲覧できるように事業所内に備え付けることも可能。



67

⑧記録の保存等に係る見直し

社保審資料P138

	赤本	沖縄市 条例
居	P869	32条
予	P1400	30条
小	P649	107条
看	P831	201条

(1) 記録の保存期間について

(2) 電磁的記録・電磁的方法について

68

(1)記録の保存期間について
記録の保存期間は？

	赤本	沖縄市条例
居	P869	32条
予	P1400	30条
小	P649	107条
看	P831	201条

その完結の日から5年間

沖縄市独自の基準です

保存しなければならない。

69

「その完結の日」とは？

	基準解釈通知 赤本
居	P869
予	P1400
小	P649
看	P831

個々の利用者につき、**契約終了**(契約の解約、解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)**により一連のサービス提供が終了した日**を指す。

70

※参考



Q & A vol. 3

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3)

○指定基準の記録の整備の規定について 問2

71

(2) 電磁的記録・電磁的方法について

	赤本	沖縄市 条例
居	P870	34条
予	P1413	35条
小 看	P450	203条

新設

利用者の利便性の向上や事業者の業務負担軽減の観点から、電磁的記録等による取扱いが明文化。

資料2参照



72

※参考

・「押印についてのQ&A」

(令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省)

https://www.meti.go.jp/covid-19/ouin_qa.html

・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275.html>

73

4. ケアプラン検証等(居)

・赤本P851～・1543～
・社保審資料P152・153
・資料3・4

①回数の多い生活援助を位置づけたケアプランの届出

②居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

③高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検

74

①回数の多い生活援助を位置づけたケアプランの届出

- 検証の仕方について、地域ケア会議のみならず、行政職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での検証も可能。
- 届出頻度について一度検証したケアプランの次回の届出は1年後でよい。

・赤本P851
基準解釈通知参照



要介護度	厚生労働省が定める生活援助の回数
要介護1	1月につき27回
要介護2	1月につき34回
要介護3	1月につき43回
要介護4	1月につき38回
要介護5	1月につき31回

75

②居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることでできるケアプランの作成に資することを目的とする。

介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すため、基準に位置付けられた仕組み。

サービスの利用制限を目的とするものではない。

・沖縄市条例第16条
第20号の2
・赤本P851～
・資料3参照

76

根拠: 沖縄市基準条例第16条第20号の2 (新設)

介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する①居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び②訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準(※)に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。(令和3年10月1日から適用)

77

※厚生労働大臣が定める基準

(令和3年厚生労働省告示第336号)

規定する要件

居宅介護支援事業所ごとに見て、

①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上

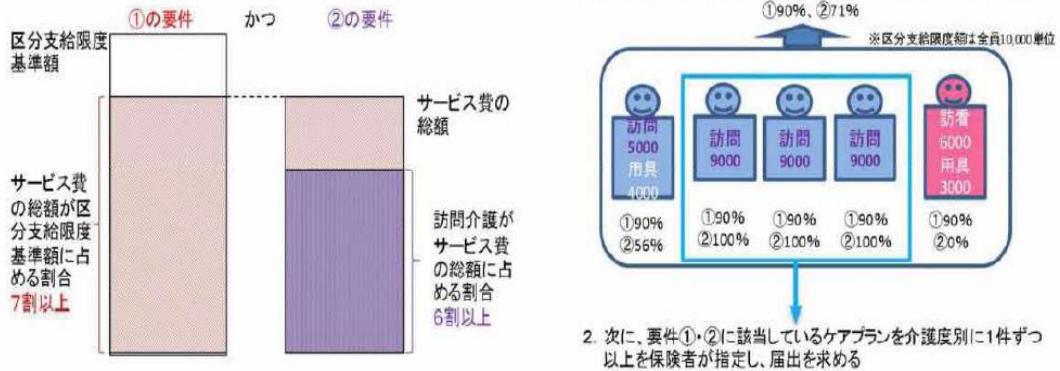
かつ

②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

78

参考(介護保険最新情報vol.1009より抜粋)

(参考) 居宅介護支援事業所を抽出する要件のイメージ



79

③高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検

・資料4
・赤本P1543～参照

「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底」(令和3年3月18日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長ほか連名通知)により、介護給付適正化事業の一環として市町村が実施。

80

対象となるケアプラン

高齢者向け住まい等に併設（隣接、近接や同一法人や系列法人など関連があると考えられるものを含む）している居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、令和3年10月1日以降に作成または変更したケアプラン

81

高齢者向け住まい等とは

- ・住宅型有料老人ホーム（未届も含む）
- ・サービス付き高齢者向け住宅 等



82

抽出対象の事業所の要件

居宅介護支援事業所ごとに見た、以下の要件を市町村が設定する。

①区分支給限度基準額の利用割合

かつ

②利用サービス種類(※)とその利用割合

(※)区分支給限度額基準額管理対象サービスは全て選択可だが、組み合わせは2つまで。

83

参考(介護保険最新情報vol.1009より抜粋)

	居宅介護支援事業所単位の ケアプラン検証	高齢者向け住まい等対策の ケアプラン点検
法令上等の 根拠	・ケアマネ基準省令	・自治体に対する指導徹底の通知 (介護保険適正化事業の一環)
抽出対象の ケアマネ事業 所の要件	①区分支給限度基準額の利用割合 が7割以上 ②その利用サービスの6割以上が 訪問介護が大部分を占める	・市町村ごとに設定。 ・要件設定項目は以下のとおり。 ①区分支給限度基準額の利用割合 ②利用サービス種類(注)とその利用割合 (注)区分支給限度管理対象サービスは全て選択可だが、 組合せは2つまで。 ※帳票上、各ケアプランの利用者について、要 介護認定時の居住地が高齢者向け住まい等で あるかどうかを確認する
検証・点検 対象のケアプ ランの指定	・要件①・②に該当するケアプラン のうち、市町村が介護度別に 1件ずつ以上を指定し、届出を 依頼	・要件①・②に該当するケアプランのうち、提出 すべきケアプランを市町村が指定し、提出 を依頼 (指定方法は、左記等を参照)
ケアプランの 検証・点検 の方法	・地域ケア会議や、行政職員やリ ハビリテーション専門職が参加 する形で行う会議等で検証	・市町村におけるケアプラン点検 (地域ケア会議等での検証も可)
検証・点検 結果の反映	・検証・点検結果を踏まえ、対象のケアプランを中心に、事業所内において同様・類 似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討 ※ケアプランを変更するためには、利用者の同意を得る必要があり、ケアプランの 変更を強制することはできないため、介護支援専門員や市町村は本人に十分説明 をする必要	

84

5. 報酬関係(居)(予)

- ① 逦減性の見直し
- ② サービス利用票を作成した月において利用実績がない場合の取扱い
- ③ 運営基準減算
- ④ 特定事業所加算
- ⑤ 特定事業所医療介護連携加算
- ⑥ 退院・退所加算
- ⑦ 通院時情報連携加算
- ⑧ ターミナルケアマネジメント加算
- ⑨ (看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止
- ⑩ 委託連携加算(介護予防支援)

85

① 逦減性の見直し

・青本P850～
・社保審資料P53

一定のICT(AIを含む)の活用又は事務職員の配置を行っている事業者については、逦減制の適用(居宅介護支援費(Ⅱ)の適用)を45件以上の部分からとする見直しを行う。



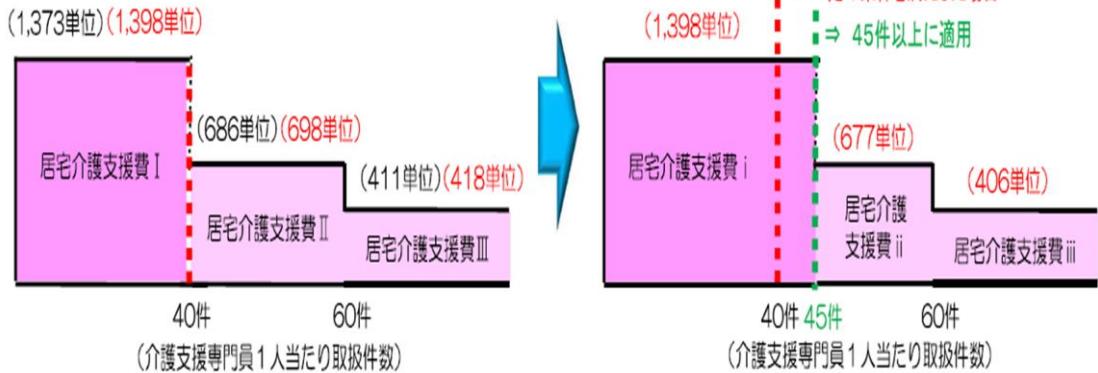
86

例：要介護3・4・5の場合（黒字：現行の単位数、赤字：改定後の単位数）

社保審資料P53より抜粋

【現行】

【改定後：ICT等を活用する場合】



※ ICT等の活用の有無にかかわらず、事業所がその周辺の中山間地域等の事業所の存在状況からやむを得ず利用者を受け入れた場合、例外的に件数に含めない。

87

※参考



Q & A vol. 3

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3)

○居宅介護支援費(Ⅱ)の要件 問115～117

88

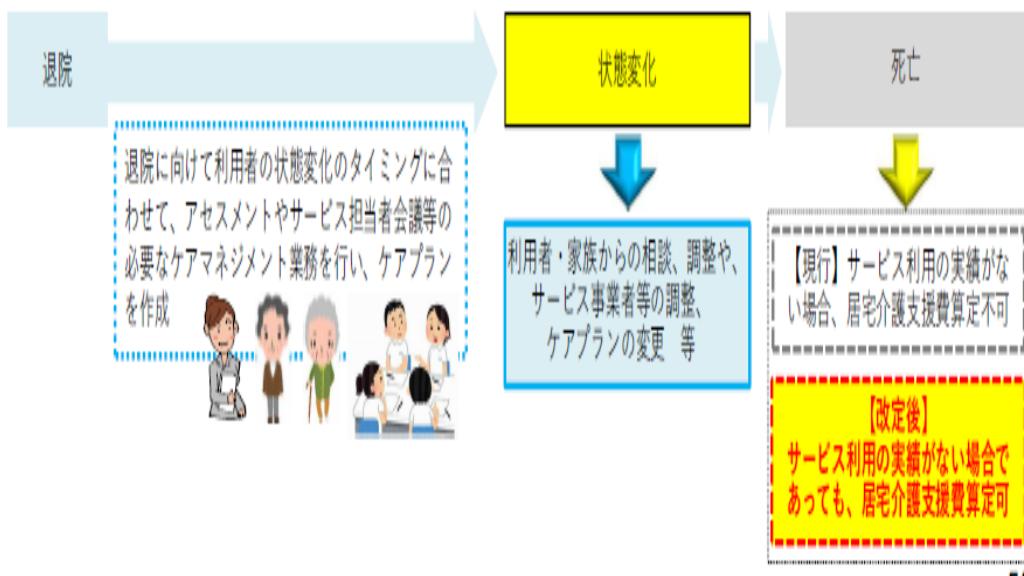
② サービス利用票を作成した月において利用実績がない場合の取扱い

・青本P852
・社保審資料P55

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする。

89

社保審資料P55より抜粋



90

※参考



Q & A vol. 3

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)

○居宅介護支援費の請求方法について 問119

91

③運営基準減算(要件追加)

P17～詳細説明あり

・青本P852～
・社保審資料P52

沖縄市基準条例第7条第2項（項目追加）

居宅介護支援の提供の開始に際し、以下のことを説明し、同意を得る。

<追加項目>

・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

92

文書を交付して説明を行っていない場合、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算。

重要事項説明書			
訪問介護 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)
通所介護 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)
地域密着型通所介護 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)
福祉用具貸与 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)

* 各サービス（特定事業所兼中減算対象サービス）を位置付けたケアプラン数/事業所のケアプラン総数

青本P853
報酬解釈通知参照



93

※参考 **Q&A**

Q & A vol. 3

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3)

○契約時の説明について 問111・112

94

④ 特定事業所加算

・青本P857～
・社保審資料P50・51

- ・算定要件の追加
- ・逡減性の見直しを反映(P43～参照)
- ・特定事業所加算(A)の新設
- ・特定事業所加算(Ⅳ)の廃止(特定事業所医療介護連携加算へ移行)

95

算定要件	特定事業所加算(Ⅰ)	特定事業所加算(Ⅱ)	特定事業所加算(Ⅲ)	特定事業所加算(A)
	505単位	407単位	309単位	100単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤:1名以上 非常勤:1名以上 (非常勤は他事業所との兼務可)
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること	○	○	○	○
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	□	○	○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×	×	×
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
(8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は46名未満)であること	○	○	○	○
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	○	○	○	○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

社保審資料P51より抜粋

96

※参考



Q & A vol. 3

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3)

○特定事業所加算 問113・114

97

⑤特定事業所医療介護連携加算

・青本P861
・社保審資料P50・51

旧
特定事業所
加算Ⅳ



新
特定事業所
医療介護連携
加算

98

⑥退院・退所加算

・青本P863～
・社保審資料P45

退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参画すること。



99

※参考 **Q&A**

Q & A vol. 3

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3)

○退院・退所加算 問120

100

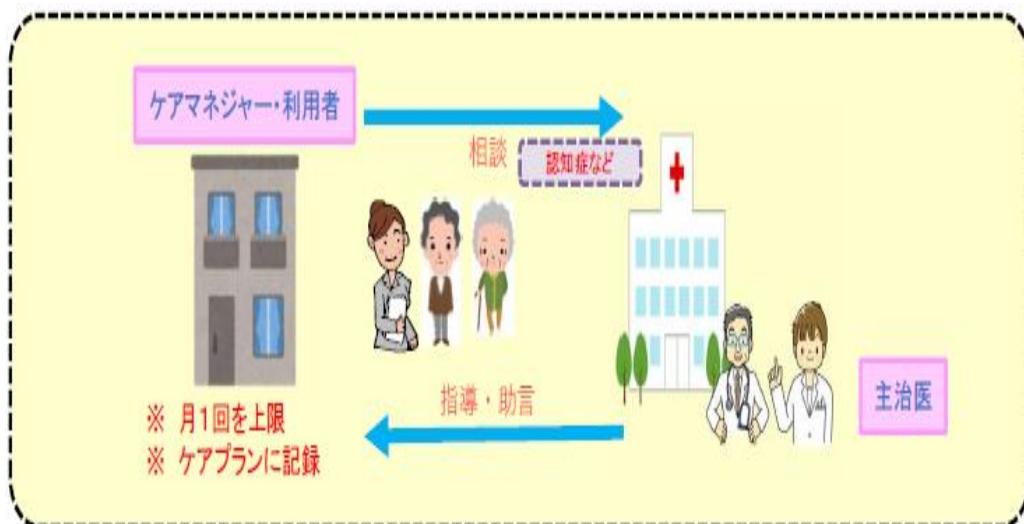
⑦通院時情報連携加算(新設)

・青本P866
・社保審資料P54

- ・利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする
- ・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合

101

社保審資料P54より抜粋



102

※参考



Q & A vol. 3

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3)

○通院時情報連携加算 問118

103

⑧ターミナルケアマネジメント加算(要件追加)

(追加要件)

・青本P867
報酬解釈通知の改正
・社保審資料P14

厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。

104

⑨(看護)小規模多機能型居宅介護事業所 連携加算は廃止

社保審資料P156

105

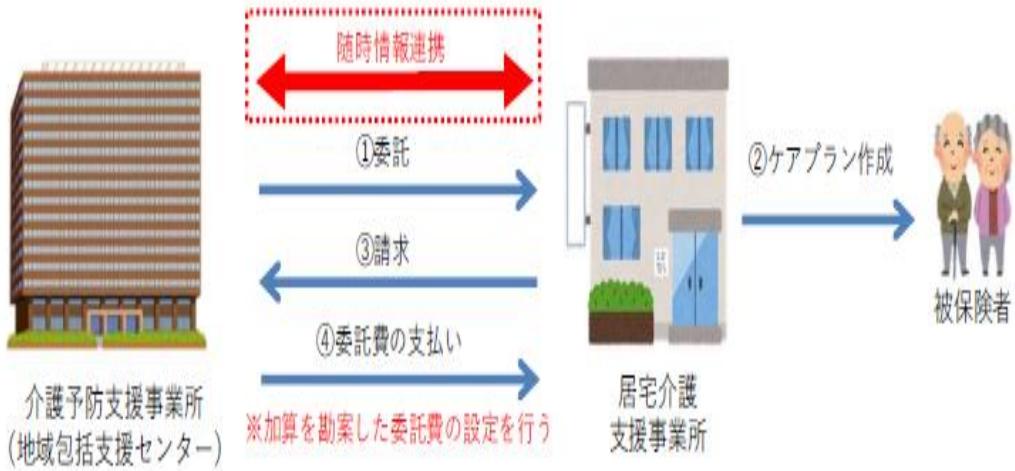
⑩委託連携加算(新設)(予)

・青本P1550
・社保審資料P56

- ①指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際
- ②当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し
- ③当該居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合
当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として算定。

106

社保審資料P56より抜粋



107

委託を開始した月に限り、
利用者1人につき1回を限度として算定

利用者1人



包括A

①委託

居宅A

②必要な情報を提供
③介護予防サービス計画の作成に協力

108

パターン1

利用者1人



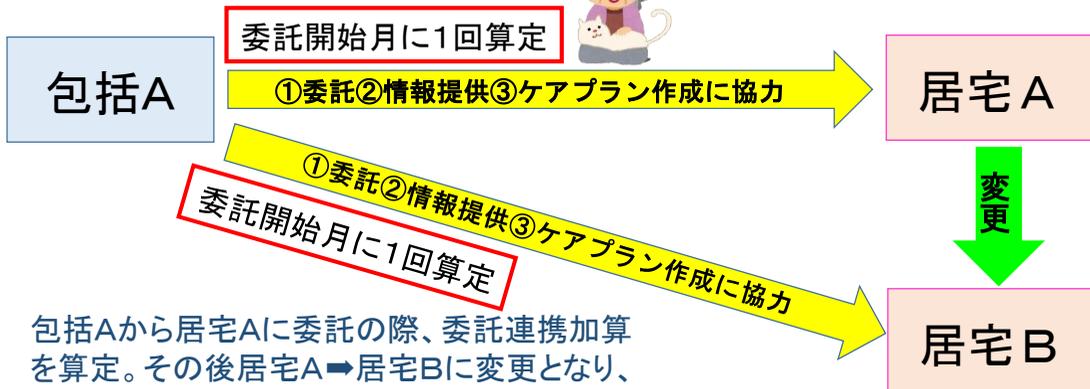
利用者1人につき、包括Aから居宅Aに委託後、何度も必要な情報提供を行い介護予防サービス計画の作成に協力した場合。



109

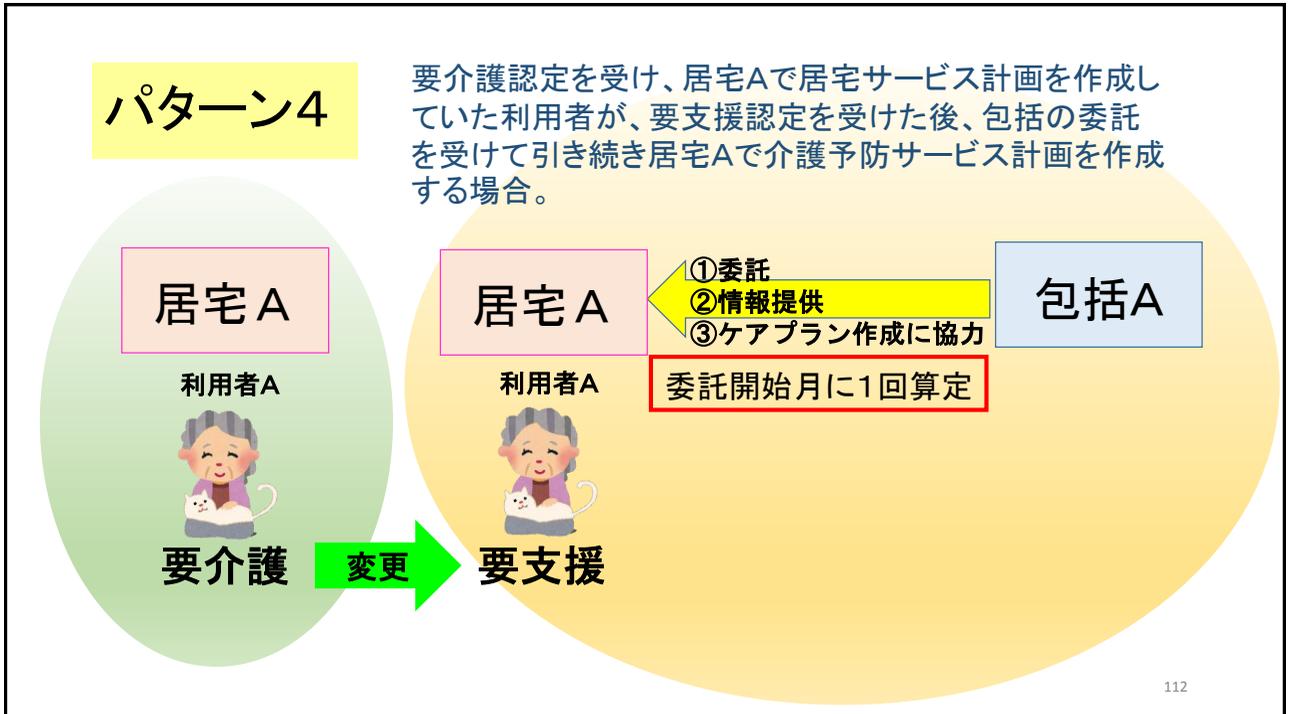
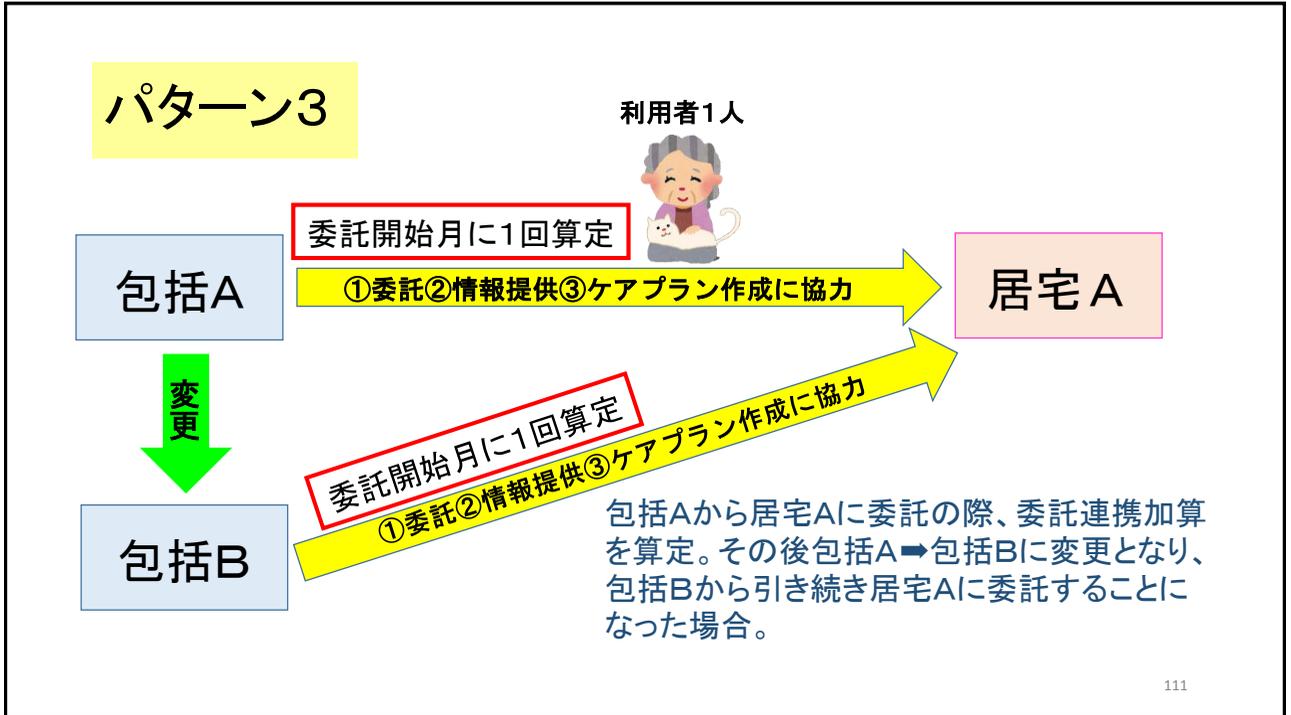
パターン2

利用者1人



包括Aから居宅Aに委託の際、委託連携加算を算定。その後居宅A→居宅Bに変更となり、改めて包括Aから居宅Bに委託することになった場合。

110

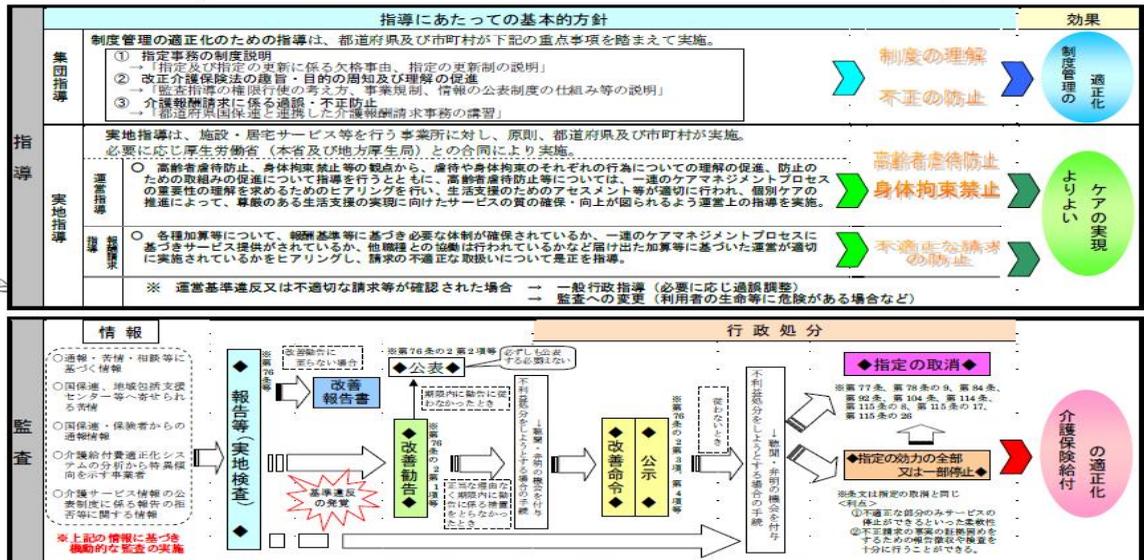


実地指導における主な指摘事項

1. 共通項目
2. 居宅介護支援
3. 介護予防支援
4. 小規模多機能型居宅介護

※「介護保険施設等実地指導マニュアル」より

都道府県・市町村が実施する指導・監査について



※「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）

1. 共通項目

- ①秘密保持(個人情報使用の同意)
- ②苦情処理

115

①秘密保持(個人情報使用の同意)

<主な指摘事項>

個人情報の使用に関する同意について、家族の個人情報の使用について、家族の同意を得ていることが確認できない。

116

秘密保持

	赤本	沖繩市 条例
居	P863	26条
予	P1393	24条
小	P641	35条
看	P822	35条

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は**利用者の同意を**、利用者の家族の個人情報を用いる場合は**当該家族の同意を**、あらかじめ**文書により**得ておかなければならない。



117

個人情報の使用に関する同意書

上記の目的で個人情報を使用することに同意します。

参考

令和〇年〇月〇日

利用者氏名 □□ □□

(代筆者) △△ △△(続柄:長男)

家族氏名 △△ △△(続柄:長男)

個人情報の使用に関する同意は、

- ①利用者の個人情報を使用することについての**利用者の同意**
- ②利用者の家族の個人情報を使用することについての**利用者家族の同意**

を、あらかじめ文書で得ておかなければならない。

118

②苦情処理

<主な指摘事項>

重要事項説明書等に苦情処理の体制及び手順等の記載がない。

119

②苦情処理

基準解釈通知 赤本	
居	P865
予	P1395
小	P641
看	P823

事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、**苦情処理の体制及び手順等**を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示するべきものである。

120

2. 居宅介護支援

① 運営基準減算

<主な指摘事項>

運営基準減算に該当していないことが確認できない。

121

① 運営基準減算の要件

・青本P852～853
・資料5

報酬告示

イ 居宅介護支援費

注3

別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

122

厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示第82号)

基準省令

- ・第4条第2項(内容及び手続の説明及び同意)
- ・第13条(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第7号

第9号

第10号

第11号

第14号

第15号

第16号において準
用する場合を含む

に適合して
いないこと。

123

具体的には、次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合に減算されます。

(1) **指定居宅介護支援の提供の開始に際し**、あらかじめ利用者に対して、次の①～③について文書を交付して説明を行っていない場合。

124

① 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること。



125

② 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること



126

皆さんが使用している重要事項説明書等にはどのように記載されていますか？

127

- 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができます。
- 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

このような内容が記載され、説明していますか？



128

③-1

P17~参照

前6か月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与(以下、「訪問介護等」という)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合

③-2

前6か月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

129

※参考



Q & A vol.3

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3)
(介護保険最新情報 vol.952 令和3年3月26日)

○契約時の説明について 問111・112

130

契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

131

(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たり、次の①～③に該当する場合。

132

① 介護支援専門員が、**アセスメント**に当たり、**利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合**



133

② **サービス担当者会議**の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情（※）がある場合を除く）

※やむを得ない事情とは

- ・利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（主治の医師等）の意見を勘案して必要と認められる場合
- ・開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合
- ・居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合 など



134

③介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合



135

当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

136

(3) 次の①～③の場合に、介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないとき（やむを得ない理由がある場合を除く）

137

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

138

当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

139

(4) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画のモニタリングに当たり、次の①～②に該当するとき

140

①介護支援専門員が1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない



②介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している



141

特段の事情(※)のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

※特段の事情とは

利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。

142

注意事項

- ・毎月、居宅介護支援費を請求する前に、利用者全員について運営基準減算に係る項目を確認してください。
- ・運営基準減算の各項目に該当していないことがわかるように、書類や記録を整備してください。
- ・運営基準減算の適用月は、特定事業所加算、特定事業所医療介護連携加算の算定ができません。

143

3. 介護予防支援

①モニタリングの実施

<主な指摘事項>

- ・居宅を訪問しない月に、事業所を訪問する等の方法で利用者に面接、もしくは電話等により利用者に連絡していることが確認できない。
- ・1月に1回以上、モニタリングの結果を記録がない。

144

①モニタリングの実施

赤本P1407

沖縄市基準条例(予)

第32条(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第16号

担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

145

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3箇月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

146

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

147

ウ 少なくとも1箇月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

148

注意事項

- ・居宅を訪問しない月は、事業所を訪問する等の方法で利用者に面接、もしくは電話等により利用者に連絡してください。
- ・1月に1回以上、モニタリングの結果を記録してください。
- ・上記実施していることがわかるように、書類や記録を整備してください。

149

4. 小規模多機能型居宅介護

①総合マネジメント体制強化加算

<主な指摘事項>

- ・介護職員や看護職員等との多職種協働により、随時適切に見直しを行っていることが確認できない。
- ・日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加していることが確認できない。

150

①総合マネジメント体制強化加算

青本P688～

趣旨

登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組を評価するもの。

151

算定要件

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、指定小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合に算定。

152

厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示第56号)

次のいずれにも適合すること。

イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、**随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画(※)の見直しを行っていること。**

ロ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、**日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。**

153

(※)小規模多機能型居宅介護計画の作成

赤本P628～参照

基準条例で求められていること

(沖縄市基準条例(地)第96条)

①管理者は、**介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させる。**

154

②小規模多機能型居宅介護計画を作成する際の留意点

- 地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努める。
- 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載する。
- これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。
- 作成後も、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

155

運営基準と総合マネジメント体制強化加算の比較

要件	運営基準(小規模多機能型居宅介護計画の作成)	総合マネジメント体制強化加算
地域活動への参加	地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努める。	利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。
多職種連携	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。

156

※参考



・資料6
・緑本P272～

総合マネジメント体制強化加算に関するQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A

(平成27年4月1日)

○個別サービス計画の見直しに関わる職種等
問155

○地域における活動の内容・頻度等
問157

157

注意事項

基準条例で求められていることとは別に、加算の算定要件を満たしていることがわかるように、書類や記録を整備してください。

158

ご清聴
ありがとうございました

